

障がいがあっても安心して暮らせる地域へ



# 障がい者虐待を防ぎましょう



「障害者虐待防止法」では、何人も障がい者に対して、虐待をしてはならないと規定されています。障がい者虐待は、どこでも起こる可能性があります。日ごろからの地域の「気づき」や「見守り」が虐待防止につながります。

市では、『出雲市障がい者虐待防止センター』を開設しています。通報や届出をした人の情報は守ります。悩み事等は、身近な相談支援専門員や支援者に相談しましょう。

## ● 障がい者虐待の種類 ●

### 養護者による虐待

障がい者の身の回りの世話や、金銭の管理をしている家族や親族または同居人などによる虐待

### 障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設や障がい者福祉サービス事業所で働いている職員による虐待

### 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主(上司等)による虐待

## ● 障がい者虐待にあたる行為 ●

- ① 身体的虐待・・・なぐる、ける、しばりつける、閉じこめるなど
- ② 性的虐待・・・性的暴力、性的行為の強要、わいせつな話をしたり映像を見せるなど
- ③ 心理的虐待・・・どなる、ののしる、悪口を言う、差別的な扱いをするなど
- ④ 放棄・放任(ネグレクト)・・・食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど
- ⑤ 経済的虐待・・・年金や給料を渡さない、勝手に預貯金を使う、日常生活に必要なお金を渡さないなど

障がい者の虐待にかかわる通報や養護者の支援に関する相談等

出雲市障がい者虐待防止センター(福祉推進課内) ☎21-6905 FAX 21-6598

E-mail : fukushi@city.izumo.shimane.jp

ひとりで悩まないで!!

# 子ども・若者支援センターにご相談ください!

子ども・若者支援センターは、子どもや、二十歳代までの若者やそのご家族のさまざまな悩みごとの相談を受ける総合相談窓口です。どこに相談すればよいのかわからないといった相談も受け付け、内容に応じた適切な支援機関を紹介します。

コロナ禍の中、支援センターでは、相談室にアクリルパーテーションを設置し、消毒やマスクの着用など予防のための対策をとりながら相談を実施しています。体験活動についても、ソーシャルディスタンスを確保し実施しています。

どんなことを相談できるの?!

支援センターに寄せられる相談は、不登校や学業に関する子どもの相談、ひきこもりや就労、コミュニケーションがとりにくいといった悩みの相談など、さまざまです。

必要に応じて、学校や医療機関などと連携し、通院や就労支援機関への相談にも同行支援を行います。子どもの相談も若者の相談も、本人の気持ちに寄り添いながら、よりよい方向をともに考えたいきます。

### 体験活動について

支援センターでは、継続して相談している子どもや若者を対象に、

象に、社会参加の道を考える機会として、職場見学や農業体験、学習支援などの体験活動も行っています。まずは支援センターに電話で相談してみませんか。



▲5月の農業体験の様子

## 出雲市子ども・若者支援センター (今市町北本町1-7 出雲こどもホーム1階)

### 面接相談

予約制/月～金曜日の8時30分～17時(祝日、年末年始を除く)  
※まずは電話でご相談ください。ご希望に応じ、センターでの面接相談を実施します。状況によっては訪問支援を行います。

### 体験活動

対象は、当センターで継続的な面接相談をしている人です。面接相談を行いながら、必要に応じて体験活動をご提案します。

☆電話相談・面接相談のご予約は ヤッホー ナヤムナ  
フリーダイヤル ☎0120-84-7867

おたずね/市民活動支援課 ☎21-6297

休日・夜間、こどもの急な病気やけがに困ったら…

# 子ども医療でんわ相談



おぼえて  
あんしん

# # 8 0 0 0

ダイヤル回線・IP電話からは、  
☎03-3478-1060をご利用ください。



## 利用時間

平日 / 19:00～翌朝9:00  
土日祝日 / 9:00～翌朝9:00  
(12月29日～1月3日を含む)

## 注意事項

- ①通話料は利用者の負担となります。
- ②この電話相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありません。

おたずね／島根県医療政策課 ☎0852-22-6629 医療介護連携課 ☎21-6121

## 「認知症サポーター養成講座」の講師を派遣します

### 「認知症サポーター」とは？

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。何か特別なことをする人ではありません。友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。

### 養成講座について

- ・おおむね5名程度から申込みいただけます。
- ・開催するグループの形態は問いません。
- ・実施を希望する会場へ講師を派遣します。

受講料  
無料

- ◆研修時間 : 1時間～1時間半程度 (ご希望により調整します)
- ◆講師 : 養成講座実施のための所定の研修を受講した「認知症キャラバンメイト」が講師を担います。
- ◆研修内容 : 認知症サポーターとは？ ・認知症の症状や種類について  
認知症の人との接し方 ・認知症サポーターとしてできること
- ◆申込方法 : 電話またはメールで、開催希望日・実施するグループ及び人数等をお伝えください。ご希望に応じ日時や講師を調整させていただきます。



申込み・おたずね：医療介護連携課  
☎21-6106 Fax 21-6749  
E-mail: iryou@city.izumo.shimane.jp